

海外経済要録

国際機関

◇関税一括引下げ交渉における例外品目表の提出

GATTの関税一括引下げ交渉(ケネディ・ラウンド)は、各國の除外希望品目を記載した例外品目表が予定どおり11月16日に提出されたことにより、いよいよ具体化の第一歩を踏み出した。しかし、さしあたって交渉の対象となるのは鉱工業品のみであり、かねて米国と欧州諸国との間で意見が一致せず本交渉難航の一因となっていた農産物については一応棚上げの形となっており、また現行関税格差の調整問題なども今後の解決にまたなければならないなど、交渉の前途にはなお幾多の困難が予想される。

参加国の中日本、米国、EEC、英國、フィンランドは例外品目表を、カナダは引下げ対象品目表をそれぞれ提出したが、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スイス、チエコの6か国は例外品目がない旨通告した。上記例外品目の総輸入額に占める比率は公表されていないが、一般にはEEC 8%強、米国4~6%、英國およびフィンランド5%以下、日本9%弱といわれている。

◇IMF、一般借入取決め(GAB)の発動を決定

IMFは、11月20日、英國とのスタンダバイ取決め(本年8月8日締約、総額10億ドル、期間1年)に基づく引出しに備えて、一般借入取決め(General Arrangements to Borrow、通称パリ協定)の発動を決定した。1962年10月24日に本取決めが発効して以来初めての発動である。借入予定額は405百万ドル相当額、同取決め参加10か国(いわゆる10か国グループ、パリクラブ)のうち英、米両国を除く8か国から各國通貨が借り入れられる。残額595百万ドルのうち345百万ドルはIMF手持ちの通貨が充当され、また250百万ドルは、IMF保有の金を上記8か国およびスペイン、オーストリアに売却することにより調達される。

調達方法別、通貨別の内訳は以下のとおり。なお、英國の引出し実行額が10億ドル未満となったときは、それぞれ比例的に減額される。

(注) GABの詳細については本月報昭和37年1月号「IMF資金強化策の決定」を参照のこと。

英國の引出しに伴う資金調達計画

(単位・百万ドル相当額)

通貨別	GABによる借入れ (限度額)	金壳却による IMF手持通貨の充 調達	IMF手持通貨の充 當	計
ベルギー・フラン	30(150)	17	10	57
カナダ・ドル	15(200)	9	45	69
フランス・フラン	100(550)	63	—	163
ドイツ・マルク	180(1,000)	93	—	273
イタリア・リラ	5(550)	3	15	23
日本円	20(250)	14	20	54
オランダ・ギルダー	40(200)	26	—	66
スウェーデン・クローネ	15(100)	7	5	27
英ポンド	—(1,000)	—	—	—
米ドル	—(2,000)	—	200	200
10か国グループ小計	405(6,000)	232	295	932
オーストリア・シリング	—	8	20	28
スペイン・ペセタ	—	10	30	40
合計	405	250	345	1,000

(注) 金壳却による調達額は、この英國の引出しが実行されたとした場合の各國のIMFネット債権者ポジション(IMFの通貨保有額がその國のIMF割当額の75%を下回っているとき、その差額)に比例。

米州諸国

◇米国、公定歩合および預金金利最高限度の引き上げ

ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、シカゴおよびセントルイスの各連銀は、英國公定歩合の引き上げに伴う短資流出防止をねらいとして公定歩合を従来の3.5%から4%に引き上げ、24日から実施する旨発表した。

またこれに伴い連邦準備制度理事会は、短期金利水準上昇による銀行の貯蓄・定期預金の急減を防ぐため、貯蓄性預金金利の最高限度を規制する「規程Q」を改訂して預金金利最高限度を引き上げ、24日から実施した。新最高限度次のとおり。

(定期預金)	(旧)	(新)
90日以上	4%	4.5%
90日未満	1%	4%

(注) 譲渡可能定期預金(CD)を含む。

(貯蓄預金)	(旧)	(新)
1年以上	4%	4%
1年未満	3.5%	4%

◇米国、次期大統領にジョンソン氏当選

さる11月3日に実施された米国大統領選挙は、民主党

候補ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 現大統領の圧倒的勝利となった(一般投票得票数約42百万票、61%、選挙人獲得数44州およびコロラド地区で486名)。共和党候補のゴールドウォーター (Barry Goldwater) 上院議員の得票数は27百万票39%、選挙人獲得数は6州52名にとどまり、一般投票の得票差は史上最大であった。

同時に次期副大統領には、民主党候補ハンフリー (Hubert Horatio Humphrey) 上院議員が決定した(共和党副大統領候補はミラー [Bill Miller] 下院議員であった)。

また全員が改選された下院では民主党が39増の296議席を獲得、共和党(139議席)の2倍以上の勢力を占めることとなった(選挙前、民主257、共和178)。一方上院(1/3改選)でも、改選議席民主党26、共和党9のうち、11月20日現在判明したところでは、民主党が1議席を追加して27議席を獲得、全体の勢力分野は民主党67、共和党32、未定1(選挙前、民主66、共和34)となった。

今回の大統領選挙では、政策論争の低調について批判が強かったが、それにもかかわらずジョンソン大統領が圧倒的勝利を収めた理由としては、①好況の長期持続で国民の間に現状維持を望む気運が強いこと、②公民権法により黒人投票が増加したこと、③ゴールドウォーター氏の過激主義に対する不安全感から保守的財界を含む一部共和党支持者の票が流れしたこと、などがあげられ、消極的なジョンソン支持票の多いことがその特徴とされている。なお、大敗を喫した共和党内部には、今後の党指導体制をめぐって深刻な抗争が生まれていると伝えられる。

昨年11月ケネディ大統領の急死によって誕生したジョンソン政権は、これまでケネディ路線の継承という態度に終始してきたが、新大統領として選出されたジョンソン氏が今後多難を予想される内外政治経済情勢に対処してその政策に彼自身の色彩をどのように加えてゆくかが注目される。

◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は、英国および米国の公定歩合引上げに追随して公定歩合を従来の4%から4.25%に引き上げ11月23日から実施した。今回の引上げは、昨年8月11日それまでの3.5%を4%に引き上げて以来のものである。

◇カナダ、上期の国際収支

1964年上期のカナダの国際収支は、総合収支で0.2億ドルの黒字、経常収支で4.8億ドルの赤字となり、それぞれ前年同期比1.4億ドル、0.6億ドルの悪化をみた。

上期中の輸出入はそれぞれ前年同期比2割方ふえ、輸出36.3億ドル、輸入34.8億ドル、差引き1.5億ドル(前年同期1.4億ドル)の黒字となった。輸入増加は国内経済活動の一般的拡大によるものであって、米、英その他地域につきそれぞれ約2割方ふえているのに対し、輸出増加はソ連向け小麦輸出など米、英以外の地域に対する伸びが中心となっている。

貿易外収支は、避寒期のためとはいへ旅行収支の赤字がとくに大きかったことなどから前年同期比0.7億ドル方悪化し、期中6.3億ドルの赤字となった。

長期資本の流入超は期中1.5億ドルと前年同期(5.4億ドル)を大幅に下回った。これは、米国での新規証券発行が依然前年をかなり下回っているためである(米国商務省の資料によれば、前年上期6.1億ドル、下期0.9億ドル、本年上期2.7億ドル)。一方、短期資本は米国からの流入を主因に3.5億ドルの流入超と前年同期(0.4億ドル流入超)を大幅に上回り、長期資本の流入減少を補うかたちとなった。

カナダの国際収支

(単位・百万米ドル)

	1963年上期	1963年下期	1964年上期
経常収支	-418	-97	-479
貿易収支	137	328	148
(輸出)	(3,017)	(3,534)	(3,632)
(輸入)	(2,880)	(3,205)	(3,484)
貿易外収支	-555	-426	-627
うち旅行	-86	105	-134
利子・配当	-279	-318	-300
長期資本収支	540	27	149
短期資本収支	42	42	353
総合収支	164	-29	23
(経常収支内訳)			
対米国	-647	-448	-990
対英國	173	197	192
その他	56	154	318

資料: Statistical Summary, Bank of Canada, 1964年10月号

* 原資料はカナダ・ドル単位。IMF平価(1カナダ・ドル=0.925米ドル)により米単位に換算。

欧洲諸国

◇E E C銀行連盟、初の活動報告を発表

E E C銀行連盟(注)(Fédération bancaire de la C. E. E.)は11月初旬、設立(1961年)以来最初の活動報告を発表した(対象期間は1961~64年)。その概要は次のとおり。

り。

(注) EEC加盟各国の銀行協会の連合体で事務局所在地はルクセンブルグ。

(1) 関税統合進展の影響

域内関税引下げは域内産業に著しい影響を与え、企業合同、専門化、域外企業との業務提携などが盛行している。しかし、金融面にはこれに比肩しうる現象はみられず、貿易および投資活動の拡大にもかかわらず従来からの銀行業務内容にはさしたる変化は起らなかった。

(2) 統合された金融市场の設立

EEC発足後6年以上経過したにもかかわらず、各金融市場の統合はさして進展していない。金融市场を完全に統合するには①資本移動をさらに自由化し、②各国通貨の安定を維持するため、各が金融経済政策面でさらに協力し、③各国間の法制、税制面の不均衡を除去することが肝要である。

このうち資本移動自由化については、各國はいまだ為替制限措置を時折経済政策の一環として用いている。EEC諸国間の金融経済協力が現状のように必ずしも強固とはいえない段階では、これら制限手段を完全に撤廃するのは困難であるが、かかる制限手段を残しておくことが欧州金融市场の統合を阻害するものであることをも銘記すべきである。各國の為替制限手段はあくまで一時的なものでなければならない。

行政面、法制面の規制も資本移動の自由化を阻害している。かかる規制は各國間の金利、債券発行コスト、資金量などの差異に起因するものである。これらの諸規制を緩和ないし撤廃するために、銀行連盟はEEC委員会が先日理事会に提出した「資本移動自由化に関する第3次指令案」を支持する。

税制面における規制の一本化は長期的な課題であり、これを漸次実現すべき方向として以下の諸点を提案する。

- イ. 株式配当課税につき、二重課税防止のための国際協定の締結、租税支払手続きの簡略化ならびに一本化、資本利得に対する課税の撤廃
- ロ. 印紙税の撤廃。
- ハ. 投資信託に対する課税の軽減(株式、債券に対する課税よりも重くすべきではない)。

(3) 輸出信用についての協調

各国の輸出信用制度を協調させるにあたっては、まずその前提として各国内の信用保証制度を一本化することが必要である。

また輸出信用は期間5年までの中期信用を中心とすべきである。銀行がこれ以上の信用供与を行なえば、金融

市場や特殊金融機関への依存度が高まるなど面倒な問題が生じやすい。

各国間の輸出信用競争を避けるには、効果的な国際協調が唯一の解決策である。具体策としては、6か国が協議を行ない、その結果にいくぶんなりとも強制力をもたらせることが必要である。またEEC6か国が協議するだけでは十分な効果がえられないで、OECDの場で協調を進めることも必要である。

◇ EEC各国の統合促進に関する西ドイツの提案

西ドイツ政府は11月上旬、EEC各国における政治経済面の統合を促進するため独自の提案を行なった。経済統合に関する部分は次のとおり。

(1) 閣僚理事会の運営

これまでEEC閣僚理事会は技術的な問題の討議に終始しがちであった。今後、より本質的な問題を討議できるようにするため理事会の運営手続きを改め、とくに参加人員を制限する。

(2) 関税同盟の設立

関税同盟の設立を促進することが経済同盟の進展を刺激することは過去の経験が示している。したがって、

イ. 工業製品のEEC域内関税を1965年1月1日に20%、2年後の1967年1月1日に最終的に20%引き下げる。

ロ. 共同市場規制がいまだ成立していない農産物(規制が未成立の農産物は砂糖、植物油脂などで、EECの農産物生産総額の約15%にあたる)について、域内関税を1965年1月1日に20%引き下げ、残りの関税も遅くとも1969年末までに全廃する。

(3) 税制面での協調

1969年末までに税制面の障壁を除去するため、取引高税および消費税に関する制度を各國間で調和のとれたものとし、同時に直接税、運輸税などについても各國間で調和をはかるべきである。

(4) 共通農業政策

西ドイツ政府は、共通農業政策なくして共同市場はありえず、また共通価格なくして共通農業政策はありえないことを認める。したがってこの分野における進展はきわめて重要であり、西ドイツ政府はローマ条約で規定されている義務を尊重し、困難な任務の遂行にあたっては積極的に協力するつもりである。

しかし西ドイツは、眞の単一市場を形成するにあたっては、競争によって多くのゆがみが生ずるのを防ぐために、まず各國のさまざまな市場制度を調整することが必須であると考える。

(5) 景気政策

景気政策に関する6か国間の協力を促進させるため、閣僚理事会が年に2回各國の経済情勢を検討し、単なる勧告でなく強制力をもつ指令や決定を採用することとする。

(6) 金融財政政策

金融財政政策に関する各國間の協力はまだ不十分である。発券銀行の一本化を促進しなければならない。まず最初に各國中央銀行がそれぞれの金融政策の指導原理とみなすような公正な(impartial)諸規則を作成すべきである。財政政策面では、とくに公共投資対策の目的と規模について協調を進める必要がある。

(7) 欧州議会の権限

欧州議会に対し、各國議会と同様の権限を漸進的に与えるべきである。

(8) 欧州諸国一般との関係

E E Cは域外欧州諸国に対し、加盟もしくは準加盟の可能性を残すことによってその開放的性格を再確認すべきである。

(9) E F T Aとの関係

次の方法をとることによってとくにE F T Aとの関係を強化すべきである。すなわち、

イ. ケネディ・ラウンドの例外品目の中に、欧州内部の貿易にとって、とくに重要な品目を含めないようにするため、相互に討議する。

ロ. 景気政策、金融政策に関し相互に討議するとともにこれを組織化する。

ハ. ジュネーブにE E CのE F T A駐在大使をおく。

(10) 共通通商政策

①各國の自由化品目リストおよび通商上の防衛策をすみやかに一本化し、②双務協定を漸次共同体としての協定に変え、③また域外国との農産物貿易を共同体の利益を損なわない範囲内で促進すべきである。

(11) ケネディ・ラウンド

E E Cは可能な限り関税の50%引下げに際しての例外品目を少なくするとともに、農産物の取扱いについて合意に達するよう努力すべきである。

◇ E E C、最初の輸出カルテル承認

E E C委員会は、さる10月下旬、Dutch Engineers and Contractors' Association(D E C A、E E C加盟諸国の建築企業の域外営業を統括している企業)に対し、ローマ条約第85条(競争制限禁止条項)に違反しない旨の結論を下した。E E C委員会としては、D E C Aは単に域外における建築活動の競争制限を招来しているだけで

あって、域内の競争には影響していないという立場から、今回の決定に踏み切ったものとみられる。したがって、同種カルテルが域内で活動することは85条違反であるという見解は依然堅持されていると伝えられる。現に、Grundig(西ドイツ)およびConstan(フランス)両社の電気器具に関する販売市場協定は先般ローマ条約違反の判定を受けている(前月号「要録」参照)。

なおD E C Aはオランダ4建築会社を中心とするコンソーシアムで、域外からの大口(1件当たり2百万ギルダー以上)受注を消化している。

◇英蘭銀行の公定歩合引上げ

英蘭銀行は11月23日公定歩合を2%引き上げ、7%とし、即日実施する旨発表した。

公定歩合が月曜日に引き上げられたことは、1931年の金本位制離脱の際、行なわれて以来はじめてのことであり、また通常公定歩合変更発表日とされている木曜日以外に公定歩合の変更が発表された近年の事例としては、1951年11月7日(水曜日)、1952年3月11日(火曜日)、1961年7月25日(火曜日)がある。

今回の公定歩合引上げにつき、同行スポーツマンは、ポンドの国際的地位を強化することに最大のねらいがあると発表したが、カラハン蔵相は議会でのとおりステートメントを発表した。「公定歩合引上げは、平価維持に関する政府の決意に対する疑惑を一掃し、資金の海外流出の動きに終止符を打つためとられたものである。もちろん、国際収支の長期的な改善は10月26日に発表した国際収支緊急対策による英國経済体制の再編成を通じ達成されるが、公定歩合引上げの意義はこれらの手段の機能を側面から強化し、かつその有効な実施のために必要な期間を提供するところにある」(公定歩合引上げの事情など詳細は「国別動向」参照のこと)。なお、公定歩合2%引上げに伴いロンドン手形交換所加盟銀行の預貸金利は慣行に従い同一幅(すなわち2%)だけ引き上げられた。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(11月23日以降)

通知預金(7日)	5.0%
当座貸越 対国有企業	7.0%
対一流企業	7.5~8.0%
対一般企業	8.0~8.5%

◇英国、政府の基本政策および1965年度財政政策発表

英國労働党政府は、10月26日、輸入課徴金および輸出品の生産コストに対する間接税の負担軽減などを中心と

する緊急国際収支対策を発表したが(前月骨「国別動向」参照)、11月3日から始まった新議会において来年度の財政措置を含む基本的な施政方針を明らかにするとともに、輸入課徴金など緊急措置の法案を議会に上程した。

(1) 一般施政方針(11月3日発表)

イ. 政府の最大の関心事は、当面の国際収支難を解決するとともに経済の長期的な構造改革に着手し、もってポンド価値の維持をはかることである。

ロ. 低雇用地域の経済発展を促進するため、山岳地域開発委員会(highland development board)を設立する。

ハ. 必要な範囲において鉄鋼産業の再国有化^(注)および国家管理(necessary public ownership and control)を早急に実施する。

(注) 鉄鋼産業は当初労働党政府時代の1949年11月、「鉄鋼法」(Iron and Steel Act)により鉄鋼92社および関連会社150社を鉄鋼公社(The Iron and Steel Corporation)の所有に移譲(51年2月完了)。その後、53年、保守党政府は「鉄鋼法廢止法」により鉄鋼公社を廃止し、同社の所有する国有会社の株式を新設の持株整理機関に移譲、同機関はそれを逐次民間に返還(ただし、Richard Thomas and Baldwins Ltd 1社のみは未返還)、現在に至っている。

ニ. 英国経済の競争力を阻害している制限的慣行の除去に協力するよう労使双方の諸組織に要請する。

ホ. 生産性上昇による利益を国民全般に均てんさせるため、物価の安定をはかるとともに、あらゆる形態の所得上昇を生産性の向上といっそう緊密に関連させるようにする。また、税制の改正と地方公共団体の資金調達方法の改善を促進する。

ヘ. 住宅対策を強化するとともに地代統制を復活し、また公共用土地取得につき大幅の権限をもつ国立土地委員会(Crown Lands Commission)を設置する。

(2) 対内経済対策(11月4日発表)

イ. 11月5日以降、商務省の特別の許可がない限り、ロンドン地区における office 用建物の新築および建築用途の変更を禁止する(特別な事情でない限り原則として許可しない)。ただし、2,500 平方フィート以下の建築は除外する。

ロ. 各地域ごとに経済計画機関(regional planning organization)を新設し、地域開発を促進する。

(3) 財政政策(11月11日発表)

イ. 輸入課徴金の適用期間は一応65年11月末までとするが、場合によっては議会の決議により1年末満の期間で更新する。なお、明年春に輸入課徴金の税率および適用品目についての第1回目の検討を行なう。

ロ. 輸入課徴金の非適用品目として新たに80トン以上の船舶、18千ポンド以上の航空機、書籍および定期刊

行物を追加する。

ハ. 道路輸送用ガソリン、ジーゼルオイルなどに対する石油税(hydrocarbon oil duty)を1ガロンにつき6ペニス引き上げる(11月11日から実施)。

ニ. 所得税(income tax)の規準レートを1ポンドにつき6ペニス引き上げる(年300ポンド以下の低所得者については引き上げられない、65年4月6日から実施)。

ホ. 現行の法人所得に対する所得税および利潤税を廃止し、これに代えて法人税(Corporation tax)を新設する(65会計年度から実施)。

ヘ. 資本利得税(capital gains tax)を新設し^(注)、資産から生ずるすべての利得(当該資産の保有期間を問わない)に課税する。本税の課税対象となる利得は、65年度予算発表日における特定資産の価値と、それ以後処分された実際価額との差額とする。なお、資本減価に対しては適宜の救済措置を講ずる(65会計年度から実施)。

(注) 現在、資本利得に対する課税としては、62年4月以降、取得後6ヶ月以内に売却された証券ならびに3年内に売却された土地、不動産(ただし自家所有家屋を除く)から生じた利得に対して所得税などの通常の税が課せられている。

ト. 社会保険給付金(national insurance benefit)の基準レートを次のとおり引き上げる。

	(旧)	(新)
	£ S d	£ S
独身者	3 7 6	4 0
既婚者	5 9	6 10
戦時傷害者 および労働災害者	5 15	6 15

これに伴い、社会保険の保険料について被雇用者負担を週2シリング、雇用者負担を週3シリング2ペニスそれぞれ引き上げる(65年3月29日から実施)。

◆英国、ガットに輸入制限条項の適用申入れ

英国は10月28日、ガットに対して輸入課徴金の実施についてガット第12条4項に基づく国際収支上の理由による輸入制限条項の適用承認手続きをとったため、ガットでは30日理事会を開催、英國の今回の緊急措置について検討をはじめた。席上ほとんどすべての国から英國の措置に対して批判が行なわれた模様であるが、理事会ではとりあえず18か国(英國、米国、EEC 6か国、豪州、カナダ、日本、ブラジル、チリ、ナイジェリア、インド、ジャマイカ、パキスタン、ウルグアイ)からなる実態調査のための作業部会の設置を決定し、おそらくとも本年12月初めまでに英國と①国際収支上の困難の内容、②新措

置の内容、③今回の措置以外にとりうべき措置、④新措置のガット加盟国に与える影響などについて討議することとした。

◇西ドイツ、ブンデス銀行証券担保貸付金利の引き下げ

さる11月12、13の両日開催されたブンデス銀行理事会は年末金融の順便化をはかるため、証券担保貸付金利(Lombardsatz)を現行の4%から3 1/4%に引き下げることを決定、12月10~31日の期間に限り実施する旨を発表した(更年後には4%に復すこととなっている(註))。

なお、ブンデス銀行および連邦信用監督局は、今回の措置が景気に過度の刺激要因となることを避けるため、現行市中貸出金利にはなんら影響を及ぼさないといふ声明を発表した。

(註) ブンデス銀行の発表によると、証券担保貸付の適用金利は、上記期間中(12月10~31日)も一応4%とするが、この金利で同借入を行なった金融機関に対しては年率4%相当の資金償還が行なわれることとなっている。西ドイツでは、市中貸出の最高金利を規制している建前(ブンデス銀行の基準割引歩合なしし証券担保貸付金利が基礎となる)から、証券担保貸付金利 자체を引き下げれば当然市中の貸出最高金利なしし約定金利は低下することとなる。したがって今回のように景気の現状からして、そうした市中の最高金利なしし約定金利の低下を避ける一方、年末金融の順便化をねらうとすれば、いきおい上記のごとき方法によらざるを得ないこととなる。

◇西ドイツ、政府新資産形成法案を決定

さる11月5日、西ドイツ政府は新資産形成法案(Gesetz zur Förderung der Vermögensbildung)を決定した。同法案は現行の資産形成法(いわゆる312 DM-Gesetz)を改訂し、労働者の資産形成をいっそう促進しようとするものと伝えられる。今回の改訂の骨子は次の2点にある。(1)これまで労働者の年間賃金のうち312マルクまでは、それが期間5年以上の資産(実物資産・金融資産いずれでもよい)に運用される場合には、資産形成に資するものと認められ、使用者がこれに合意を与えることを条件として、労働者は所得課税および社会保険料支払を免除され、使用者は法人税率および社会保険料負担を軽減してきた。新法案では、労働者が使用者に対し書面で資産形成の通告をすれば、上記特典を与えられることとされている。

(2)従来は個々の労働者による資産形成につき、特典が与えられていたが、今後は団体契約による資産形成をも特典の対象とする。

なお、新法案については、とくに労働者側から特典付与条件をさらに大幅に緩和すべきだという強い意向が打ち出されており、今後の国会審議はかなりの難航が予想される。

◇西ドイツ、所得税減税の決定

さる10月22日、西ドイツ連邦議会は1965年度所得税減税法案を議決、来年1月1日以降実施することとした。今回の減税の特色は、主として中低所得者を対象としている点にある(減税総額は32億マルク、1965年度税収見込額の6%弱)。

今回の減税により、年間所得8,000マルク(既婚者は16,000マルク)以下の納税義務者の税率は現行20%から19%に引き下げるほか、高額所得者の累進税率の引き下げ、基礎控除の引き上げも行なわれる。

今回の措置については、政府が景気過熱化の防止にかなりの自信をもっている証左であるとみる見方もあるが、一般には景気への影響を懸念する向きが少なくなく、総じて来秋の総選挙対策としての性格が強いとみられている。

◇西ドイツ、VEBA社の一部私有化を決定

西ドイツ政府は、さる10月29日、国有Vereinigte Elektrizitäts und Bergwerke社(資本金450百万マルク電力・鉱山関係持株会社)の一部私有化を決定、来年春これを実施する旨発表した。西ドイツ政府は国有企业の私有化をかねて公約として掲げてきたが、来秋の総選挙を控えて公約実現に迫られていること、およびVEBA社自体の資金需要が増大しているため、この際政府予算への圧迫を避け国民株式(Volksaktie)の発行により要資調達をはかることが望ましいと判断されたこと、などが今回の措置の背景として指摘されている。なお、国有企业の一部民間移管は、Preussischen Bergwerks und Hütten社(鉱山会社、1959年)、Volkswagen社(自動車会社、1960年)に引き続き、今回が3回目であるが、前2回が主として株式資本市場の育成という見地に立ったものであるのに対し、今回のVEBAの場合は、前記のとおり、選挙対策かたがた財政負担軽減に重点が置かれているのが特色である。

VEBA国民株式の発行、売出しの大綱は次のとおり。(1)発行額・発行価格は実施時の市場実勢を勘案して決定。ただし、政府としては51~75%の資本所有を確保したい意向である。なお、額面は100マルク。

(2)応募有資格者は居住者のみとし、原則として非居住者(西ドイツ国籍を有するものは除く)の応募は認めない。ただし、個人の場合は18歳以上のものに限る。

(3)年間課税所得14千マルク(既婚者は28千マルク)以下の応募者には優先割当てを行なう。個人1人当たりの最高割当量は5株とする。

(4)国民株式発売後の買占めを防止するため、連邦政府

を除き、何人も1%をこえる株主権行使しえないことをとする。

(5) 民間所有の国民株式についてはその配当率を政府所有のものより1%高率とする。

◇西ドイツ、対インド投資保護協定の発効

西ドイツ政府はかねてインド政府との間に投資保護協定の締結につき交渉を進めてきたが、このほどインド政府の合意をえて調印が成立、同協定は10月15日に発効した。これにより、今後西ドイツ政府は対インド民間投資につき信用保証を与えることとする一方、インド政府が過去に国有化した外国人資産の補償支払額につき再検討を求めうこととなった。また、同協定によると、西ドイツ・インド間の資本移動は原則としてなんらの制限も受けないこととなっている。

これまで、西ドイツは政府信用(注)を中心にインドに対しかなりの資本援助を行なってきているが、上記協定の発効に伴い今後民間投資も漸次増大するものと見込まれている。

(注) 1961~62年度(インドの第3次5ヵ年計画第1年)500百万マルク
1962~63 "(" 2 ")955 " "
1963~64 "(" 3 ")400 " "
1964~65 "(" 4 ")380 " (見込み)

◇西ドイツ、最近の企業間業務提携の動き

このところ、西ドイツでは自動車、鉄鋼などの基幹業種における企業合同ないし協同の動きが目立っており、とくにE E C域内外の競争が激化してきているおりから、今後の企業経営の一つのあり方を示唆するものとして関心を呼んでいる。かかる動きのうち、主要なものを見ると次のとおりである。

(1) Volkswagenwerk社とDaimler-Benz社の資本提携

10月23日、上記両社は、Auto-Union社(Daimler-Benzの子会社、資本金80百万マルク)の倍額増資に際し、増資額80百万マルクをVolkswagenwerk社が100%の価格で取得する旨の合意に達した。これにより、Auto-Union社の資本保有比率が両社とも50%となるが、今回の決定は両社の企業合併への布石であるとみる向きもある。

なお、Auto-Union社の自動車生産台数は95千台(1963年)、従業員12千人、Daimler-Benz社と合わせた売上高シェアは29.2%(1963年、Volkswagenwerk 37.6%、Opel 19.5%、Ford 13.7%)。

(2) Gelsenberg社(石炭・石油会社)とMobil Oil社との資本提携の動き

このほど、Gelsenberg社は西ドイツ最大の石油販売会社Aral社(国内39千の石油給油所のうち6千はAralにより給油されており、GelsenbergはAral資本金の47%を保有)の一部自己保有分株式のうち(18%程度)をMobil Oil社(米国Socony Mobil Oilの在西ドイツ子会社)に譲渡する交渉を進めている旨の発表を行なった(Mobil OilのAral株保有は現在11%)。なお一部の報道によると、GelsenbergはMobil Oilとの間に1951年、原油供給に関する長期契約を締結しているが、最近の原油値下がりにより、Gelsenbergは西ドイツ国内の他の石油業者より相対的に不利な立場に追い込まれており、このため、今回の交渉はMobil Oilからの原油買付価格の引下げの布石ともみられている。

(3) 鉄鋼4社の受注プール機関設立構想

さる10月下旬、Dortmund-Hörder Hütten-union, Hoesh, Hüttenwerk Oberhausen, Mannesmannの西ドイツ有力鉄鋼4社は、製品受注の安定化と価格の大幅変動防止をねらって、受注プール機関(Stahl-kontor)を協同で設立する構想を発表した。同機関への各社の出資金額など詳細は不明ながら、4社としては直ちに石炭鉄鋼共同体の認可をとりつけたい意向である。歐州鉄鋼業界は早晚設備の過剰化が懸念されている折でもあり、こうした動きが今後業界に与える影響が注目される。

◇イタリア、貯蓄銀行信用金庫の公債投資

10月23日、貯蓄信用閣僚審議会は、当面の投資停滞傾向を是正するため、次のごとき投資促進策を決定した。

(1) 各種公共企業の投資計画(注1)に関連して発行される国債、政府保証債および公法銀行の発行する金融債を貯蓄銀行信用金庫(Italcassa=Istituto di Credito delle Casse di Risparmio Italiane)(注2)に引き受けさせる。

(注1) ①農業開発5ヵ年計画(グリーン・プラン)の促進、②国鉄の近代化および輸送力の増強、③高速度道路の建設促進、④E N E L(国営電力公社)の発電、配電設備の拡充、⑤E N I(炭化水素公社)およびI R I(産業復興公社)傘下企業の生産設備拡張、など。

(注2) 同金庫は、各地貯蓄銀行の中央機関で、加盟銀行のために循環小切手(assegni circolari)特定の公認された銀行が振り出す自己宛小切手で、市場流通性のある特有の証券の発行、加盟銀行からの預金の受け入れ、手形決済事務の代行などを主要業務としている。

(2) このため、同金庫に対し、同金庫が貯蓄銀行から受け入れた支払準備預金(le riserve speciali di liquidità)を暫定的に国債、政府保証債および公法銀行債(イタリア銀行が定める期間および様式のもの)に投資することを認める。

上記措置は、従来短期的にしか運用できなかった貯蓄

預金を中期にも運用できるようにし、これを公共企業の投資資金源に充当することによって資本市場にたいする公共企業の圧迫をゆるめ同市場を民間の企業、工業金融機関、不動産金融機関などに開放することを意図したものである。

◇イタリア、自動車購買税の廃止

政府は11月11日、自動車(新車)およびモーターボートに対する特別購買税(容積に応じ、表示価格の6~9.6%)の撤廃を発表、即日施行した。

上記特別購買税は、政府が本年2月にガソリン税引上げなどとともにインフレ対策の一環として実施したもので、当初は2年間の時限立法とされていた。しかし最近に至り、自動車の国内売上げが著しく減少(1~9月間の新車売上げ台数は前年同期比9.4%減)したため、輸出の好調(同上11%増)にもかかわらず生産が減退し(同上4%減)、鉄鋼の減産、雇用の減少など国内景気面に少なからぬ影響を及ぼすに至った。今回の措置は、こうした事態に対処し景気回復策の一つとして実施されたものである。

◇スイス、外国銀行の進出

先ごろ設立された Banque Scandinave en Suisse(7月号「要録」参照)に対し、このほど北欧3か国の商業銀行が共同出資することを決定した。同行はもともと、Skandinaviska Banken(スウェーデン)が Société Financière Suisse et Scandinave(在ジュネーブ)の全株式を取得したうえ改組したものであるが、今回その資本金を1百万スイス・フランから10百万スイス・フランに増資したのに伴い、Skandinaviska Banken のほか新たに Den Danske Landmandsbank(デンマーク)、Bergens Privatbank(ノルウェー)、Nordisk Föreningsbanken(フィンランド)の3行が資本参加することとなったものである(ただし、資本金の過半は Skandinaviska Banken が保有)。なお、新頭取には Skandinaviska Banken 支配人 J. Ohlin 氏が就任の予定である。

今回の決定は、本年初来欧州諸国の金融機関相互間でとみに進捗しつつある業務・資本提携の動きを一步進めたものとして注目される。

◇オーストリア、市中貸出規制の強化

オーストリアでは、さる11月上旬、国民銀行、大蔵省市中金融機関の3者の合意により現行市中貸出規制協定(Kreditabkommen 4月号「要録」参照)を改訂、貸出最高限度額を圧縮した。これは10月に発表された一連の金

融引締め措置(10月号「要録」参照)に続くもので、現下のインフレ圧力抑制をねらった措置である。今回の措置により、市中商業銀行の場合貸出対預金残高の最高比率が70%(従来72%)に引き下げられた(ただし、对自己資本比率は現行どおり75%)ほか、他の市中金融機関についても、貸出預金比率は2%引き下げられた。

◇オーストリア、新パーソナル・ローンの導入

さる10月中旬 Genossenschaftliche Zentralkank(貯蓄銀行、ウィーン所在)は、新パーソナル・ローンの導入を決定、近く実施することになった。その運用方針の骨子は次のとおり。

- (1) 年令35才以上のものが、新たに事業を始めようとする場合に限りローンを供与する。
- (2) ローンの最高限度は100千シリング、融資期間は10年、金利は4%とする。
- (3) ただし、受信者は所要事業資金総額の少なくとも30%を別途調達する必要がある。

なお、同ローンの供与に際しては、ウィーン市が信用保証をするものと伝えられる。

◇スウェーデン中央銀行、公定歩合および高率適用金利引上げ

スウェーデン・リクスバンクは、11月6日以降公定歩合を4.5%から5.0%に引き上げ、同時に高率適用金利を9.0%から10.0%に引き上げた。

同行は本年1月、景気抑制策として公定歩合の引上げ(0.5%)を行ない、さらに本年2月以降には市中銀行の中央銀行借入が自己資本の一定額(2月27日~4月15日、50%以上、4月16日以降25%以上)を上回る場合、その超過分に対し公定歩合の2倍にあたる9%の高率金利を適用することとした(4月号「要録」参照)。しかるに、同國経済は引き続き生産の上昇(本年1~7月間前年同期比+7%)、労働賃給のひっ迫などから景気過熱の度を強めており、とくに政府および地方公共団体支出の増加から、財政は赤字を継続(本年第3四半期4億クローネ赤字、前年同期6億クローネ受超)、さらに貿易収支は赤字を続け、本年第3四半期には-2.4億クローネと前年同期+1.6億クローネに対し大幅の悪化を示した。今回の措置はこのような過熱状態に対処するためのもので、かねて9月の総選挙後には実施されるものと一般に予想されていた。

アジア諸国

◇ビルマの1964/65年度予算

ビルマ革命委員会は、9月12日、1964/65年度(1964年10月～1965年9月)予算案を承認した。

本予算案には、前年度中に新たに国有化された企業(たばこ産業、卸売業、外国貿易業など)の収入、支出が組み入れられており、その規模は前年度比2倍近くに膨張しているが、収支戻りは2億チャット(46百万ドル)の黒字と革命委員会成立以来の健全財政方針が維持されている。

歳出、歳入の内訳については必ずしも明らかでないが、①歳出面では、とくに教育、保健衛生など社会開発費を増額していること、②歳入面では、国営企業の業績向上を見込み、これら企業からの大幅収入増を予定していること、などがその特徴と伝えられている。

ビルマの1964/65年度予算

(単位・百万チャット)

	1994/65 年度予算	1963/64 年度予算
歳 出	14,558	8,088
経常勘定	12,830	7,326
・ 資本勘定その他	1,728	762
歳 入	14,777	8,088
経常勘定	13,857	7,849
資本勘定その他	920	239
歳出(△)入超	219	0

(注) 1チャットは0.21米ドル。

◇マレーシア、域外共通関税適用品目案を発表

マレーシア関税諮問委員会は、昨年9月の連邦発足以来、域内の経済統合実現のため域内取引障壁の撤廃、域外関税の統一化(注)などについて検討を進めてきたが、10月24日、域外共通関税適用品目案を発表した(税率不詳)。

今回発表された品目は、タイヤ、チューブ、石鹼、亜鉛鉄板、硫酸など101品目で、これらは今後公聴会の検討を経たうえ、政府に勧告されることとなっている。なお、今次発表に伴い、シンガポール、ペナンなど無関税地域を中心に思惑輸入の発生が予想されるため、政府は、共通関税設定までの過渡的措置として、上記品目に

つき輸入制限措置を講ずる方針を明らかにしている。

(注) マレーシアは現在シンガポール、ペナン、ラブアンの3自由港を含む6関税地区に分れている。

共産圏諸国

◇ソ連、1964年1～9月の工業生産実績

ソ連中央統計局の発表(10月21日)によれば、本年1～9月の工業生産増加率および主要物資生産高の実績は次のとおりである。

工業生産増加率

(前年比増%、カッコ内は年間目標)

	1961年	1962年	1963年	1964年 1～9月の昨 年同期比
工 業 総 生 産	9(8.8)	9.5(8.1)	8.5(8.0)	7(8.4)
うち化 学 工 業	14	15	16	15(16.0)
鉄・非鉄冶金	10	9	9	8
機 械 製 作	16	15	13	10
軽 工 業	5	4	2	} 3
食 品 工 業	7	9	5	
労 动 生 产 性	4(6)	6(5.6)	5(5.6)	4(4.6)

主要物資生産高

		月生産高	昨年同期比 増減
化 学 肥 料	(百万トン)	18.2	28%
化 学 繊 維	(千トン)	264	16
粗 鋼	(百万トン)	63.1	6
石 油	(〃)	166	9
電 力	(十億KWh)	306	12
工 作 機 械	(千台)	136	0
ト ラ ク タ ー	(〃)	242	0.3
穀 物 コンバイン	(〃)	62.9	0.6
綿 織 物	(十億m ²)	4.0	6
毛 織 物	(百万m ²)	351	1
テ レ ビ	(百万台)	2.1	19
冷 藏 庫	(千台)	813	21
洗 た く 機	(百万台)	2.0	26
食 肉	(百万トン)	2.5	-20
バ タ ー	(千トン)	680	2
乳 製 品	(百万トン)	7.8	5